

## JAS規格改正等により改正等の必要が生じる品質表示基準の取扱イメージ(案)

消費者庁及び消費者委員会が設立されることに伴い、品質表示基準の改正等及びその審議は、消費者庁及び消費者委員会が行うことになります。

その中で、農林水産省は、消費者庁に対し、品質表示基準の案を添えて、その策定を要請することができます(法第19条の13第6項)。

そこで、JAS規格の改正等に合わせ、当該JAS規格に係る品目の品質表示基準の改正等を行う必要がある場合、以下のとおり取扱うことについて、消費者庁と協議していきたいと考えております。

